のぞみ訪問看護リハビリステーション

ご利用案内

医療保険

令和 8 年　6 月 1 日改定版

重要事項説明書（医療保険 訪問看護）

指定訪問看護サービスの提供契約を締結するにあたり、ご注意いただきたい重要事項を次のとおりご説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者名	株式会社 With
主たる事務所の所在地	〒359-1131　埼玉県所沢市久米 382 番地の 1
代表者（職名・氏名）	代表取締役　八木原 美佐
設立年月日	令和 5 年 1 月 23 日
電話番号	042-455-4157

2. 事業所の概要

事業所名	のぞみ訪問看護リハビリステーション
所在地	〒204-0002　東京都清瀬市旭が丘 2-5-4-6
電話番号	042-455-4157
指定年月日・事業所番号	令和 5 年 12 月 1 日指定　1364790129
管理者名	山本 里美
サービス提供地域	清瀬市、新座市、東久留米市、所沢市、東村山市 （東久留米市は上野原・金山町・氷川台・小山・東本町・大門町・神宝町のみ、所沢市は城・東所沢・本郷・和田・下安松・中富・松郷・下新井・中富南・牛沼・日比田・南永井・坂の下、東村山市は青葉町・秋津町のみ）

3. 事業所の職員体制

管理者	業務全般を一元的に管理　／　0.5 名（常勤）
看護師	主治医の指示書に基づき、状態に合わせサービスを提供　／　3.5 名（常勤）・0.7 名（非常勤）
理学療法士	看護業務の一環としてリハビリテーションを提供　／　2 名（常勤）・0 名（非常勤）
事務職員	事務業務等　／　1 名（常勤）・0 名（非常勤）

4. 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～金曜日（祝日・振替休日、年末年始 12 月 30 日～1 月 3 日を除く）　　営業時間：9 時～17 時

※ 利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行います。

5. 提供するサービスの内容

- 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）

- 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）　※理学療法士等の訪問は看護業務の一環として行います
- 療養生活や介護方法の指導
- 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づく看護
- 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- 終末期の看護

6. サービス利用料及び利用者負担

別紙「医療保険 訪問看護利用料金表」のとおりです。各種健康保険・公費医療制度が適用されますので、各種保険証・高齢受給者証等をご提示ください。

7. 事業所におけるサービス提供方針

- 主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、健康管理・日常動作の維持回復を図り、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるよう支援します。
- 関係市町村、地域の医療・保健・福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- 療法士によるリハビリの場合、最長 3 か月に 1 回もしくは状態・病状に応じて看護職員による訪問を実施し、適切な評価を計画書・報告書に反映した継続的支援に努めます。

8. サービス提供の記録等

- サービス提供時に「訪問看護記録」等を書面で記載します。
- 一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、提供状況・目標達成状況等の記録を作成します。
- 記録はサービス終了日から 5 年間適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担により写しを交付します。

9. 利用者負担金

- 利用者負担金は別紙料金表のとおりで、医療保険制度に基づく金額です。
- 医療保険対象外の実費は、全額自己負担となります。
- 利用者負担金は、毎月 26 日にご指定の金融機関口座から引落となります。

10. キャンセル

利用を中止する際は、速やかに のぞみ訪問看護リハビリステーション（042-455-4157）までご連絡ください。利用者都合の中止は前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは 2,000 円（税込）を申し受けます。ただし、容体の急変・緊急などやむを得ない事情がある場合は不要です。

11. 秘密保持

業務上知り得た利用者・家族の秘密を洩らしません。ただし、訪問看護計画の作成や市町村の実施する保健福祉サービスの連携にあたり開示が必要な情報については、事前に文書で同意を得ます。

12. 相談窓口、苦情対応

のぞみ訪問看護リハビリステーション　電話 042-455-4157　／　FAX 042-459-2037　／
担当：管理者 山本 里美

不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者・担当者に引き継ぎます。

13. その他

- 年金の管理、金銭の貸借など金銭の取扱いはいたしかねます。
- 健康保険法等に基づく療養上の世話・診療の補助以外のサービスはお受けいたしかねます。
- 看護師等への贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

※ 本書の受領・説明確認、契約締結及び各種同意は、別紙「ご契約・同意書」により行います。

加算のご案内

病状や主治医の指示、事業所の体制に応じて、別紙料金表のとおり次の加算が算定されることがあります。

特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）

在宅麻薬等注射指導管理、気管カニューレ・留置カテーテルの使用、人工肛門・人工膀胱、真皮を超える褥瘡、週 3 回以上の点滴注射等、特別な管理を要する状態の利用者に対し、計画的な管理を行った場合に加算されます。

24 時間対応体制加算

利用者・家族に対して 24 時間連絡できる体制にあり、必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制にある場合に、月 1 回加算されます。当事業所では当面の間②（その他）を算定します。

緊急訪問看護加算

24 時間対応体制にある事業所が、主治医の指示に基づき、計画外の緊急訪問看護を行った場合に 1 日につき加算されます。

長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者等に対し、1 回の訪問が通算 1 時間 30 分を超える長時間の訪問看護を行った場合に、週 1 回（一定の者は週 3 回）を限度に加算されます。

複数名訪問看護加算

利用者の身体的理由や暴力・迷惑行為等により 1 人での訪問が困難な場合に、看護師等・准看護師・その他職員（看護補助者等）が同時に複数名で訪問したときに加算されます。

退院時共同指導加算

医療機関・介護老人保健施設等に入院・入所中の利用者について、退院・退所にあたり主治医等と共同して在宅療養上必要な指導を行い、文書で情報提供した場合に加算されます。

退院支援指導加算

退院日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合に加算されます（指導時間が 90 分を超える場合等は所定の取扱いによります）。

在宅患者連携指導加算

主治医をはじめ他の医療関係職種等と文書等により情報共有・連携し、療養上必要な指導を行った場合に、月 1 回加算されます。

在宅患者緊急時等カンファレンス加算

主治医の求めにより、関係者と共同してカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合に加算されます。

乳幼児加算

6 歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合に、1 日につき加算されます。

専門管理加算

緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア等の専門研修を修了した看護師、または特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合に、月 1 回加算されます。

ターミナルケア療養費

在宅で死亡した利用者について、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、主治医との連携のもとターミナルケアを行った場合に加算されます。

訪問看護情報提供療養費

市町村・指定特定相談支援事業者・学校・主治医の属する医療機関等の求めに応じ、利用者の同意を得て訪問看護に関する情報を文書で提供した場合に加算されます。

訪問看護医療 DX 情報活用加算

オンライン資格確認等により取得した診療情報等を、質の高い訪問看護の提供のために活用した場合に、月 1 回加算されます。

夜間・早朝訪問看護加算／深夜訪問看護加算

利用者の求めに応じ、夜間・早朝（18～22 時／6～8 時）または深夜（22～6 時）に訪問看護を行った場合に、1 回につき加算されます。

医療保険対象外の費用

交通費

サービス提供実施地域（清瀬市、新座市、東久留米市の一部［金山町・氷川台・小山・東本町・大門町・神宝町］、所沢市の一部［城・東所沢・本郷・東所沢和田・下安松］）は無料です。

実施地域以外の場合は、公共交通機関による交通費の実費、または自動車利用の場合は 2km 未満 250 円、2km を超える場合は 2km あたり 250 円を請求させていただきます。いずれの場合も文書で説明し同意をいただきます。

死後の処置

亡くなられた後の処置と処置材料費込みで 20,000 円（税込）。

キャンセル料

訪問看護利用日の前日までは無料、当日は 2,000 円（税込）を申し受けます。ただし、容体の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

オプションサービス（保険外）

住居以外での訪問看護（職場など）は、1 時間まで実費 9,000 円、2 時間まで実費 18,000 円（いずれも目安）。受診の同行も保険外サービスです。別途ご相談のうえお見積りいたします。

のぞみ訪問看護リハビリステーション　TEL 042-455-4157

個人情報の取扱いについて

のぞみ訪問看護リハビリステーションでは、利用者が安心して訪問看護を受けられるよう、個人情報の取扱いには万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点は担当窓口までお問い合わせください。

個人情報の利用目的について

当ステーションでは、利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の目的で使用する場合は、改めて利用者の同意をいただきます。

訂正・利用停止について

当ステーションが保有する個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査のうえ対応いたします。

開示について

訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出ください。なお、開示には手数料がかかります。

相談窓口

ご質問やご相談は、管理者までお気軽にお寄せください。

法人における利用者の個人情報の利用目的

〔ステーション内での利用〕

- 利用者に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- 医療保険請求等の事務、会計・経理等の事務
- 事故等の報告・連絡・相談
- 看護サービスの質向上（地域ケア会議・研修等）、その他事業所の管理運営業務

〔他の事業所等への情報提供〕

- 主治医の医療機関、連携医療機関、関係サービス事業者との連携・照会への回答（カンファレンス等への情報提供は文書で同意を得ます）
- 家族等介護者への心身の状況の提供
- 医療保険事務の委託、審査支払機関へのレセプト提出・照会への回答
- 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談・届出、その他の業務委託

〔その他の利用目的〕

- 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 学生実習への協力、学会等での発表（原則匿名化。困難な場合は同意を得ます）

※ 個人情報の利用に関する同意は、別紙「ご契約・同意書」により確認します。提供は必要最小限とし、関係者以外に漏れないよう細心の注意を払い、使用の経過を記録します。

訪問看護サービス契約書（条項）

（訪問看護・医療保険）

利用者と株式会社 With（以下「事業者」）は、事業者が提供するサービスの利用等について、次のとおり契約を締結します。

第 1 条（契約の目的）

- 事業者は、健康保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者の療養生活の支援と診療の補助を行い、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、対象となる訪問看護サービスを提供します。
- それぞれのサービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

第 2 条（契約期間）

- 契約期間は、契約締結の日から、利用者が終了の意思表示をされるまでの期間とします。ただし、第 9 条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第 3 条（訪問看護計画の作成等）

- 事業者は、主治医の指示書、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえ、サービスの目標及び具体的サービス内容等を記載した「訪問看護計画書」等を作成し、計画的にサービスを提供します。
- サービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに計画書等の変更等の対応を行います。

第 4 条（主治医との関係）

- 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けとります。
- 事業者は、主治医に「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

第 5 条（サービス提供の記録等）

- 事業者は、サービスを提供するごとに、提供日・内容・医療保険と診療報酬等の必要事項を所定の書面に記載します。
- サービス提供に関する「訪問看護記録」等の記録を整備し、サービス終了日から 5 年間保存します。
- 利用者は、いつでも前 2 項の書面その他の記録の閲覧・謄写を求めることができます（謄写は実費相当額を請求します）。

第 6 条（利用者負担金及びその滞納）

- 利用者負担金は別紙のとおりです。契約期間中に関係法令の改正により改定が必要となった場合は改定後の金額を適用し、事業者は速やかに施行時期及び改定後の金額を通知し、契約の継続について確認します。
- 利用者が正当な理由なく 2 か月以上滞納した場合、事業者は 1 か月以上の相当な期間を定めて催告し、期間満了までに支払わないときに限り、文書により契約を解除できます。

第 7 条（利用者の解約等）

- 利用者は、7 日以上の予告期間を設けることにより、いつでも解約を申し出ることができます（予告期間満了日に解約）。
- 事業者が定められたサービスを提供しない等、この契約に違反した場合、利用者は直ちに契約を解除できます。

第 8 条（事業者の解除）

- 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合、理由を記載した文書を交付して契約を解除できます。この場合、事業者は利用者の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

第 9 条（契約の終了）

- 利用者が介護保険施設への入所や病院への入院等により、概ね 1 か月以上にわたりこの契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合、この契約は終了します（事業者は速やかに通知します）。

第 10 条（事故時の対応等）

- サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合、医師や利用者の家族に連絡し、その他適切な措置を迅速に行います。
- サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、その損害を賠償します（事業者の故意又は過失によらないときを除く）。

第 11 条（秘密保持）

- 事業者は、業務上知り得た利用者・家族の秘密を、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。
- 文書により同意を得た場合には、市町村の実施する保健福祉サービスの連携その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができます。

第 12 条（苦情対応）

- 事業者は、苦情対応の窓口責任者及び連絡先を明らかにし、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、不利益な取り扱いをしません。

第 13 条（契約外条項等）

- この契約及び健康保険等の関係法令で定められていない事項は、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- この契約書は医療保険を対象としたものであり、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合は別途契約します。

本契約の締結、並びに重要事項・加算・個人情報利用に関する同意の確認は、別紙「ご契約・同意書」により行います。

＜事業者＞　株式会社 With　代表取締役 八木原 美佐（埼玉県所沢市久米 382 番地の 1）

＜事業所＞　のぞみ訪問看護リハビリステーション（東京都清瀬市旭が丘 2-5-4-6）